

京丹後市一般廃棄物処理基本計画案<概要>

1. 計画策定の趣旨・位置付け

廃棄物処理法第6条第1項により「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない」と定められている。この一般廃棄物処理計画には、長期的視点に立った一般廃棄物処理基本計画と、その基本計画に基づき年度ごとに定める一般廃棄物処理実施計画から構成され、それぞれ、ごみ処理に関する部分及び生活排水処理に関する部分とから構成される（図1）。

本計画は、上記に基づき、総合的かつ中・長期的な本市の一般廃棄物処理の基本方針として、関連法や上位計画等との整合性を図りつつ策定する。

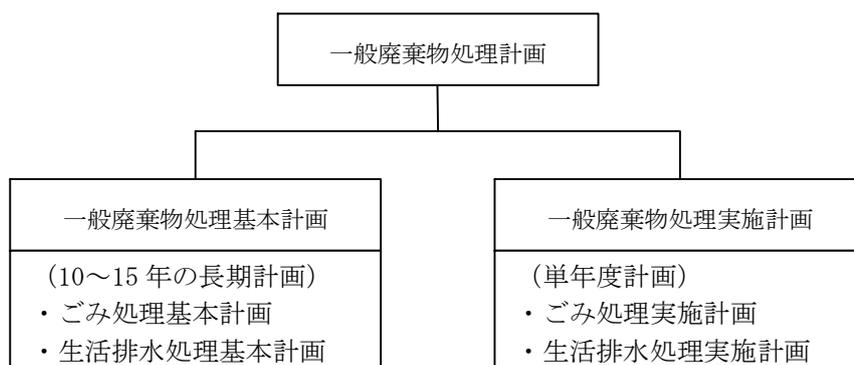


図1 一般廃棄物処理計画の構成

2. 計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、京丹後市全域とする。

3. 計画期間

本計画の計画期間は平成18年度を初年度、平成32年度を目標年度とする15年間とする。ただし、国・府の減量化目標の年度との整合性から、基準年度を平成11年度とし、中間目標年度を平成22年度とする。

計画目標年度 平成32年度
(中間目標年度 平成22年度)

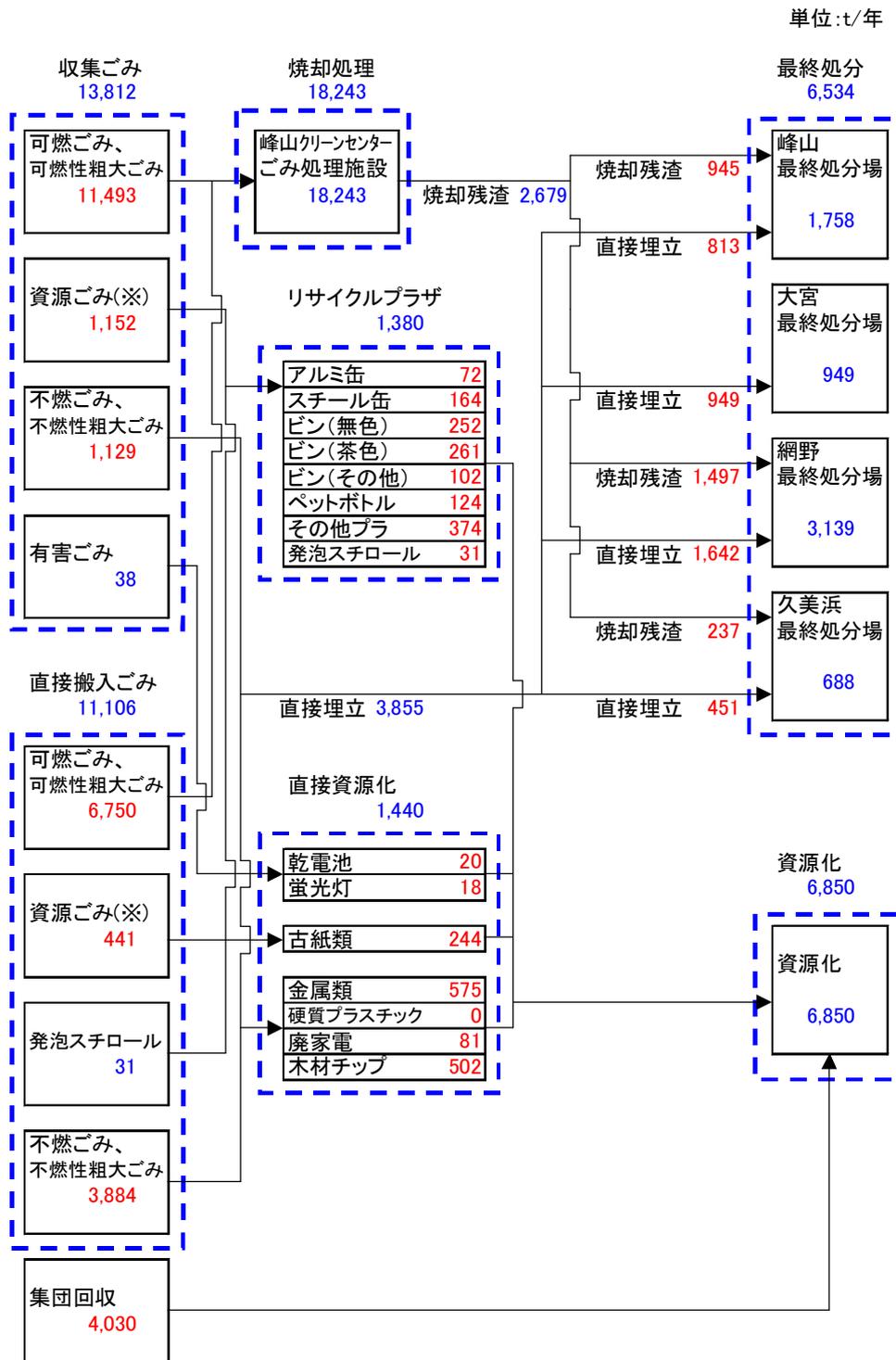
本計画の見直しは、概ね5年ごとに行うことを基本とする。なお、国における廃棄物行政などの上位計画や社会経済情勢の変化、施設整備事業の進捗状況などに応じ、適宜見直しを行うものとする。

4. ごみ処理の現状

(1) ごみ処理体系

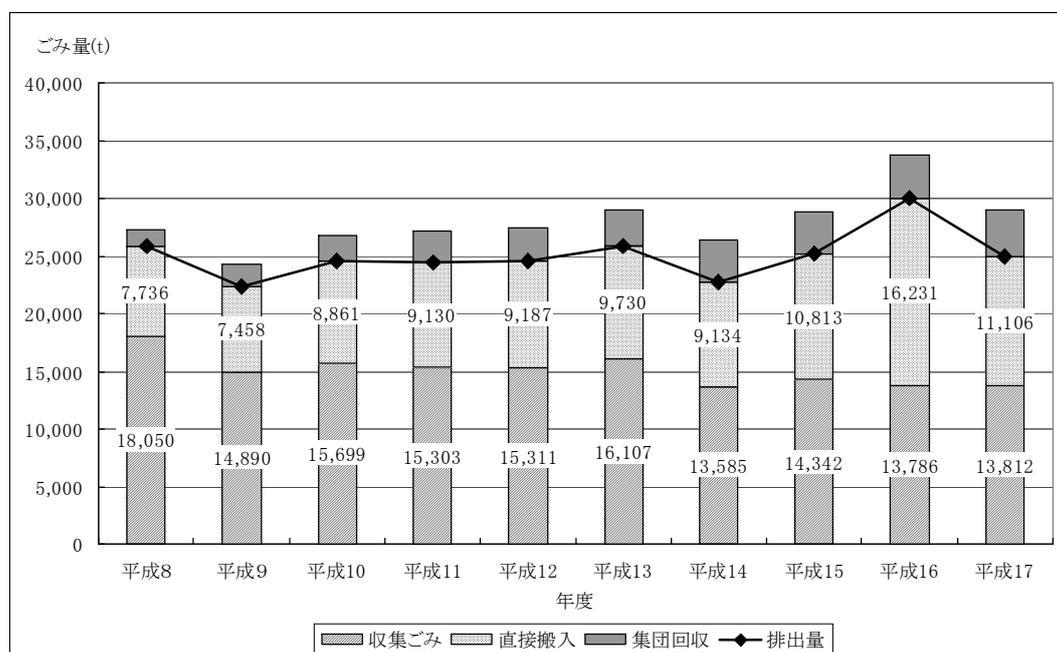
平成 17 年度のごみ処理体系を図 2 に示す。

図 2 : ごみ処理体系 (平成 17 年度)



(2) ごみ排出量の推移

本市におけるごみの排出量は、台風による災害があった平成16年度を除き、平成8年度以降25,000t/年程度でほぼ横ばいである(図3)。排出量の内訳を見ると、収集ごみが減少傾向であるのに対し、直接搬入ごみが増加傾向にある。



※平成16年度の直接搬入ごみは、災害廃棄物(可燃ごみ391t、不燃ごみ6,623t)を含む。

図3 ごみ量の実績の推移

(3) ゴミの減量化・再資源化の現状

1, 分別収集

本市では、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」の4種に分別し収集を行っている。このうち、「資源ごみ」については、「空きカン」、「空きビン(無色・茶色・その他色)」、「ペットボトル」、「その他プラスチック容器包装類」、「古紙類(大宮町のみ)」の分別収集を行っている。一方、施設への直接搬入を行う場合は、前述の分別収集区分に加えて、「可燃性粗大ごみ」、「不燃性粗大ごみ」、「発泡スチロール」の分別を行うこととしている。

2, 資源回収

市民のごみ問題への社会意識の高揚及び再資源化を図り、ごみ減量化の促進に資するため、古紙の回収を行う団体に対し補助金の交付を行っている。回収量は平成8年度以降増加傾向にある。

3, 排出抑制

① 生ごみの自家処理

環境保全及びごみの減量対策の一環として、生ごみの自家処理及びごみの減量化の促進を図るため、生ごみ処理容器等の設置に対し補助金の交付を行ってきた(平成17年度で終了)。

平成4年度以降、平成17年度までに、累計3,977台の設置補助を行った。

②ごみ処理手数料

可燃ごみ・粗大ごみの収集ごみと、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの直接搬入ごみについて、ごみ処理手数料の徴収を行っている。ごみ処理手数料を図4に示す。

図4 ごみ処理手数料

区分	種別	単位			金額(円)
市が収集の場合	可燃ごみ	市指定袋1枚	大	45リットル	30
			小	30リットル	20
			ミニ	20リットル	15
	粗大ごみ	市指定シール1枚(1個につき)			500
市の処理場へ直接搬入の場合	可燃ごみ	市指定袋1枚	大	45リットル	30
			小	30リットル	20
			ミニ	20リットル	15
			上記以外は、20kgごとに		
	不燃ごみ	20kgごとに			100
粗大ごみ	20kgごとに			100	

(4) 収集運搬の状況

各地区における家庭系ごみの収集区分および収集方法・頻度を図5に示す。各地区の収集は、基本的にステーション方式で行っている。可燃ごみの収集回数は、各地区とも週2回で統一されている。不燃ごみ、資源ごみの収集回数は月1～3回程度である。有害ごみの収集は、大宮町、網野町ではステーション方式で収集、その他の地区では拠点回収としている。粗大ごみについては、原則として全ての地区で施設への直接搬入を行うこととしている(ただし、市条例施行規則で定められた直接搬入が困難な場合については、申込みにより戸別収集を実施)。

図5 各地区の収集方法

地区名	収集方法(上段)、収集回数(下段)						
	可燃ごみ	不燃ごみ	空きカン 空きビン	ペット※ プラ※	古紙類	有害ごみ	粗大ごみ
峰山町	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	—	拠点回収	直接搬入
	週2回	月1回	月1回	月2回	—	—	—
大宮町	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	直接搬入
	週2回	月1回	月2回	月2回	月2回	月2回	—
網野町	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	—	ステーション	直接搬入
	週2回	月2回	月2回	月2回	—	月2回	—
丹後町	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	—	拠点回収	直接搬入
	週2回	月2回	月2回	月2回	—	—	—
弥栄町	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	—	拠点回収	直接搬入
	週2回	月1回	月2回	月2回	—	—	—
久美浜町	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	—	拠点回収	直接搬入
	週2回	月3回	月2回	月2回	—	—	—

※ペット：ペットボトル、プラ：その他プラスチック容器包装類

(5) 処理の現況

1, 中間処理

可燃ごみは、平成9年4月から稼働を開始している峰山クリーンセンターで焼却処理を行っている。資源ごみは、平成14年4月から稼働を開始している峰山クリーンセンターリサイクルプラザで処理を行っている。

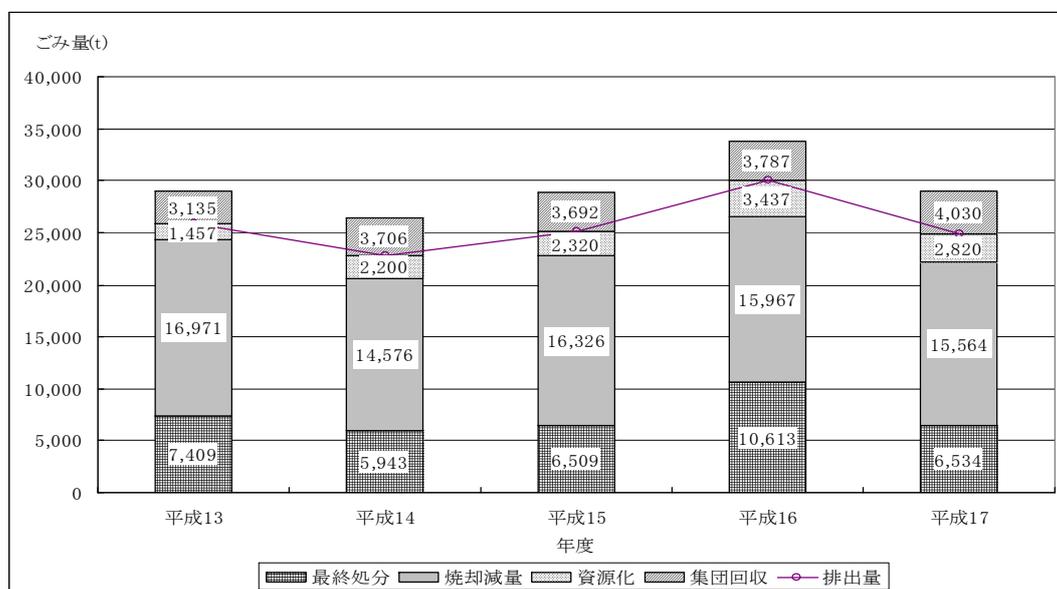
2, 最終処分

峰山、大宮、網野、久美浜の4箇所の最終処分場を有しており、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、焼却処理に伴って発生する焼却残渣等の埋立処分を行っている。

(6) ごみ処理実績

ごみ処理実績の推移を図6に示す。焼却処理量は19,000t/年程度で推移している。最終処分量をみると、平成16年度は台風災害により直接埋立量が増加している。資源化量は、平成13年度以降、増加傾向にある。

項目	単位	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
処理・処分量合計	t/年	28,590	24,968	27,819	32,747	27,597
焼却処理量	t/年	19,724	16,825	18,990	18,697	18,243
リサイクルプラザ処理量	t/年	318	1,461	1,435	1,355	1,380
直接資源化量	t/年	1,139	739	885	2,082	1,440
最終処分量	t/年	7,409	5,943	6,509	10,613	6,534
直接埋立	t/年	4,538	3,590	3,845	7,883	3,855
焼却残渣等	t/年	2,753	2,249	2,664	2,730	2,679
その他	t/年	118	104	0	0	0
資源化量合計	t/年	1,457	2,200	2,320	3,437	2,820
紙類	t/年	174	196	241	259	244
金属類	t/年	602	773	786	955	811
ガラス類	t/年	582	641	653	682	615
ペットボトル	t/年	25	114	110	120	124
プラスチック類	t/年	21	438	429	424	405
布類	t/年	0	0	0	0	0
その他	t/年	53	38	101	997	621
集団回収量	t/年	3,135	3,706	3,692	3,787	4,030



※焼却減量：焼却処理量－焼却残渣等

図6 ごみ処理実績の推移

(7) 問題点の整理と課題

(1) 排出抑制、減量化、資源化

本市のごみ排出量に対する資源化量の割合は、平成 14 年度以降 20% を越えており、順調に推移していると考えられる。一方、ごみ排出量は、台風による災害のあった平成 16 年度を除き、平成 8 年度以降 25,000t/年程度でほぼ横ばいである。このうち、平成 13 年度以降 3,500t/年以上が直接最終処分場に埋立処分されている。今後は、排出されたごみに対する資源化を行うだけでなく、ごみの排出量そのものを減らす施策を重点的に行うことも必要である。

- ・フリーマーケットの開催支援等、ごみの排出を抑制する施策の展開を行う必要がある。
- ・事業系廃棄物については大量排出者の把握が十分ではない。
- ・現在埋立処分されている容器包装を除くプラスチック類など、資源となる可能性のある廃棄物の資源化の検討が必要である。

(2) 収集運搬

収集運搬については、合併後も旧町ごとに一部異なる収集体制が続いている。このため、主に以下の課題がある。

- ・地区によって収集回数が異なる品目がある。
- ・不燃ごみ回収日が祝祭日となった場合、回収する地区と回収しない地区がある。
- ・大宮地区のみ資源ごみとして古紙の分別収集を行っている。
- ・有害ごみを拠点回収で行っている地区では、蛍光管が割れやすい。
- ・企業や市施設から発生する事業系ごみの一部が、家庭系ごみと同じ委託収集となっているケースがある。

(3) 中間処理

中間処理については、峰山クリーンセンターでの焼却処理及びリサイクルプラザでの資源化処理が行われている。今後も安定した中間処理を行っていく上で、以下の課題がある。

- ・現焼却施設の使用期限が平成 28 年度までとなっており、広域処理を含めて次期施設整備の検討を行う必要がある。
- ・併せ産廃については、受入方針の明確化を図る必要がある。
- ・感染性廃棄物等の処理困難物に対する方針の明確化を図る必要がある。

(4) 最終処分

最終処分場は限られた空間を利用した施設である。このため、最終処分量を極力削減し、施設の延命化に努める必要がある。

- ・最終処分量の削減（残余容量の確保、最終処分場の延命化）を行う必要がある。
- ・最終処分場の開設曜日（持込可能日）が施設によって異なっている。

(5) 処理コスト

ごみの多様化、処理の複雑化等により、今後も維持管理費は増大する可能性がある。このため、ごみの収集運搬や処理処分に関する合理化を図り、維持管理費の削減に努める必要がある。

一方、可燃ごみ・粗大ごみの収集ごみと、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの直接搬入ごみについて、ごみ処理手数料の徴収を行っている。今後は、ごみの排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進めるため、現在ごみ処理手数料の徴収を行っている区分以外のごみについても手数料の徴収について検討する必要がある。

- ・ごみの多様化、処理の複雑化等による維持管理費の増大が懸念される。
- ・現在ごみ処理手数料の徴収を行っている区分以外のごみについて、排出量に応じた負担の公平化を図る必要がある。

(6) その他

本市では、「京丹後市地球温暖化対策実行計画」を策定し、本市における地球温暖化対策の一環として、市役所での事務・事業に起因する温室効果ガスの排出削減について、すべての市職員により取組活動を実践していくこととしている。

- ・燃やすごみに混入している再生可能なプラスチック類の焼却等に伴い、温室効果ガスが発生している。

5. ごみ処理基本計画

(1) 基本方針

市民・事業者・行政が一体となって、暮らしの中で環境保全意識を醸成し、4R「リジェクト（発生回避）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」の推進に努め、いのちが輝き、資源が循環する自然と共生した環境循環都市を目指す。

(2) 計画収集人口

計画目標年度（平成32年度）における自家処理人口は0人とし、計画収集人口を58,025人とする。

(3) ごみ減量化目標値

ごみ減量化目標値(図7)については、国や府の減量化目標値を大枠で踏まえることとする。

図7 ごみ減量化目標値

	平成11年度 (基準年)	平成17年度 (現状)	平成22年度 (中間目標年度)	平成32年度 (目標年度)
排出量	24,433	24,918 (2.0%増)	22,478 (8.0%減)	22,478 (8.0%減)
リサイクル率	14.4%	23.7%	25.0%	25.0%
焼却処理量	18,479	18,243 (1.3%減)	17,107 (7.4%減)	16,821 (9.0%減)
最終処分量	7,313	6,534 (10.7%減)	5,119 (30.0%減)	3,657 (50.0%減)

注) 括弧内の数値は平成11年度に対する増減

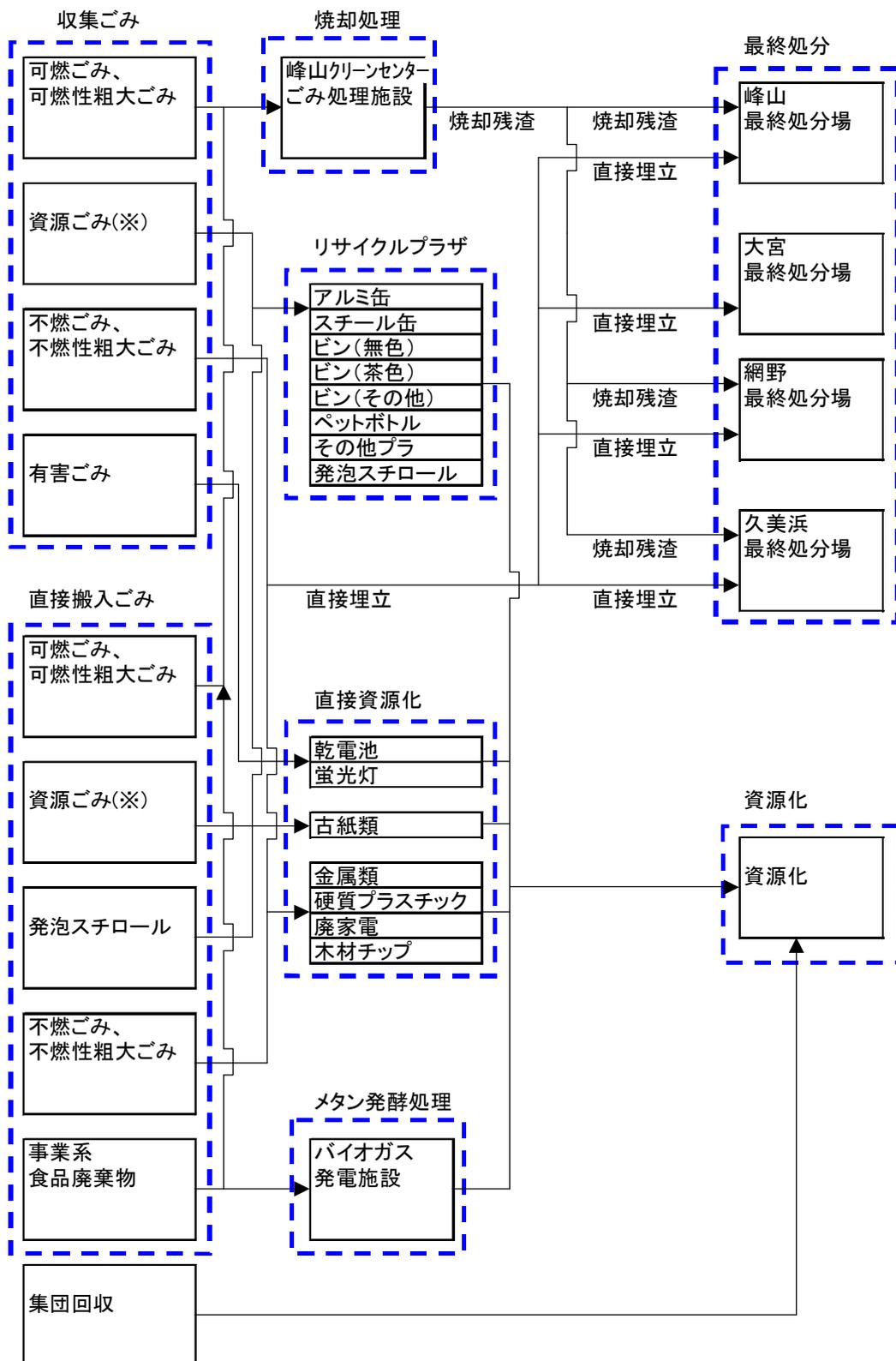
(4) 基本施策

基本方針に基づき、主に展開する基本施策を以下に示す。

- ・市民・事業者・行政のそれぞれによる4Rの推進
- ・市民・事業者・行政の協働による取組の推進
- ・各種リサイクル関係法令の適用（パソコン・容器包装・家電など）
- ・分別収集品目の見直し、資源化の拡大
- ・有料化の検討
- ・生ごみのバイオガス発電施設での活用
- ・産業廃棄物（告示産廃）の取り扱いの検討
- ・事業系ごみの排出方法の適正化
- ・適正処理困難物の指定
- ・収集運搬サービスの不均衡の是正
- ・次期中間処理施設（ごみ処理施設、リサイクルプラザ）の計画的な整備
- ・最終処分量の削減

(5) ごみ処理体系

図8にごみ処理体系方針を示す。



※: 空きカン、空きビン(無色、茶色、その他)、ペットボトル、その他プラスチック容器包装類、古紙類等

図8 ごみ処理体系方針

6. 生活排水処理基本計画

(1) 基本方針

生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図るにとどまらず、河川が市民生活のうるおいの場としての役割を取り戻すことを目指す。

生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとする。

- ①人口の密集地域は、公共下水道などの集合処理施設を整備
- ②その他の地域は、合併処理浄化槽の普及を推進
- ③単独処理浄化槽の合併処理浄化槽等への転換促進

(2) 計画処理区域内人口

計画目標年度（平成 32 年度）における計画処理区域内人口は、58,025 人とする。

(3) 生活排水の処理目標

本市では、平成 32 年度に生活排水処理率 84.9%を目標とし（図 9）、目標達成のために、人口密集地域については、公共下水道事業などの集合処理による整備を進めるとともに、その他の地区については合併処理浄化槽の設置促進に努める。

図 9 生活排水の処理の目標

	現 在 (平成 17 年度)	中間目標年度 (平成 22 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
生活排水処理率	29.5%	46.7%	84.9%

※生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口

(4) し尿・汚泥の処理計画

将来のし尿・浄化槽汚泥処理量は、公共下水道事業等の進捗に併せて減少傾向が予想される（表 2）。しかし、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を行うために、規模を縮小してでも中間処理を継続していく必要がある。また、規模縮小時には、現在 3 箇所あるし尿処理施設の一元化に関する検討を行っていく。

表 2 し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み

項目	年度	現 在 (平成 17 年度)	中間目標年度 (平成 22 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
生し尿	(k1/年)	36,591	28,361	7,665
浄化槽汚泥	(k1/年)	11,738	8,614	8,505
合計	(k1/年)	48,329	36,975	16,170